

○厚生労働省令第七十号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号、第七条第二項及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。



除く。)の数の合計数が、修了者(当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者及び専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識(以下「基礎的・技能等」という。)を付与するための認定職業訓練(以下「基礎訓練」という。)の修了者のうち連続受講(基礎訓練から基礎的・技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための認定職業訓練(以下「実践訓練」という。))まで又は公共職業能力開発施設(以下「公共職業訓練」という。))までの連続した受講(これらの連続した受講について公共職業安定所長が指示したものに限る。)をいう。以下同じ。)を占める者を除く。)の数及び就職理由退校者の数の合計数に占める割合(当該認定職業訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に当該認定職業訓練を行った者が機構に届け出たものに限る。)をいう。以下同じ。)が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、二以上の単位の当該認定職業訓練について、それぞれ次に定める割合を下回るものでないこと。ただし、当該認定職業訓練の修了者等の就職率がそれぞれ次に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過する場合は、この限りでない。

(2) (i)・(ii) (略)

(2) 申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県(実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練を行おうとする場合にあつては、全国)の区域内において、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過した日以後に、再び(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、(1)の(i)及び(ii)に掲げ

及び専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識(以下「基礎的・技能等」という。)を付与するための認定職業訓練(以下「基礎訓練」という。)の修了者のうち連続受講(基礎訓練から基礎的・技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための認定職業訓練(以下「実践訓練」という。))まで又は公共職業能力開発施設(以下「公共職業訓練」という。))までの連続した受講(これらの連続した受講について公共職業安定所長が指示したものに限る。)をいう。以下同じ。)を占める割合(当該認定職業訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に当該認定職業訓練を行った者が機構に届け出たものに限る。)をいう。以下同じ。)が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、二以上の単位の当該認定職業訓練について、それぞれ次に定める割合を下回るものでないこと。ただし、当該認定職業訓練の修了者等の就職率がそれぞれ次に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過する場合は、この限りでない。

(2) (i)・(ii) (略)

(2) 申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過した日以後に、再び(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らか

る認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回るものでないこと。ただし、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が再びそれぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して五年を経過する場合は、この限りでない。

(3) 申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県(実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練を行おうとする場合)については、(全国)の区域内において、第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書における当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった場合に、当該就職状況報告書を機構に提出した後、当該認定職業訓練を行った同一の都道府県(実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練を行った場合にあっては、(全国)の区域内において機構に対し当該認定職業訓練と同一の分野に係る職業訓練の認定の申請をする際、就職率の改善に関する計画を提出したこと。

(4) ハ ヲリ (略)

二 四 (略)

五 訓練期間 次に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲内において適切な期間であること。

イ (略)  
ロ 実践訓練 二月以上六月以下

(削る)

ただし、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が再びそれぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して五年を経過する場合は、この限りでない。

(3) 申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書における当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった場合に、当該就職状況報告書を機構に提出した後、当該認定職業訓練を行った同一の都道府県の区域内において機構に対し当該認定職業訓練と同一の分野に係る職業訓練の認定の申請をする際、就職率の改善に関する計画を提出したこと。

(4) ハ ヲリ (略)

二 四 (略)

五 訓練期間 次に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲内において適切な期間であること。

イ (略)  
ロ 実践訓練 次の(1)及び(2)に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める範囲

(1) 実施日が特定されていない科目を含まない申請職業訓練三月以上六月以下(安定的な就職に有効な資格を取得できる申請職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの及び乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者等、育児休業、介護休業等育児又は家

(削る)

六 訓練時間 次のイ及びロに掲げる申請職業訓練の区分に応じ、当該イ及びロに定める範囲内であること。

イ 基礎訓練 一月につき百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下（在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあつては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下）

ロ 実践訓練 次の(1)及び(2)に掲げる実践訓練の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める範囲内であること。

(1) 実施日が特定されていない科目を含まない実践訓練 一月につき八十時間以上六時間以下

(2) 実施日が特定されていない科目を含む実践訓練 一月につき八十時間以上

七十九 (略)

(職業訓練受講手当)

第十一条 職業訓練受講手当は、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等（法第七条第一項に規

族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者等、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあつては、二月以上六月以下）

(2) 実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練 二月以上六月以下

六 訓練時間 次のイ及びロに掲げる申請職業訓練の区分に応じ、当該イ及びロに定める範囲内であること。

イ 実施日が特定されていない科目を含まない申請職業訓練 一月につき百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下（乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者等、育児・介護休業法第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者等、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあつては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下）

ロ 実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練 一月につき八十時間以上

七十九 (略)

(職業訓練受講手当)

第十一条 職業訓練受講手当は、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等（法第七条第一項に規

定する認定職業訓練等をいう。以下同じ。)を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間(認定職業訓練等の期間を、当該認定職業訓練等が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練等の期間内にある日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始当日」という。))から各翌月の訓練開始当日の前日(当該認定職業訓練等が終了した日(同日前にはやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日。以下この項において同じ。))の属する月にあつては、当該認定職業訓練等が終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。)において次の各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一(五) (略)

六 乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者その他厚生労働省職業安定局長(以下「職業安定局長」という。)が定める特定求職者(以下「養育・介護中等の特定求職者」という。)が実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した場合にあつては、前号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数(当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日(当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の二分の一以上)に相当する部分を受講した日に限る。以下この号において同じ。))がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数に当該一部のみの受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数(一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が百分の八十以上であること

定する認定職業訓練等をいう。以下同じ。)を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間(認定職業訓練等の期間を、当該認定職業訓練等が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練等の期間内にある日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始当日」という。))から各翌月の訓練開始当日の前日(当該認定職業訓練等が終了した日(同日前にはやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日。以下この項において同じ。))の属する月にあつては、当該認定職業訓練等が終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。)において次の各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一(五) (略)

六 乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者、育児・介護休業法第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者その他厚生労働省職業安定局長(以下「職業安定局長」という。)が定める特定求職者(以下「養育・介護中等の特定求職者」という。)が実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した場合にあつては、前号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数(当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日(当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の二分の一以上)に相当する部分を受講した日に限る。以下この号において同じ。))がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数に当該一部のみの受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数(一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が百分の八十以上であること。

七〇十 (略)  
2〇6 (略)

附則

第三条の七 第八条第一項及び前二条に規定するもののほか、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第六十号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行つた者に対して、職場見学等促進奨励金を支給するものとする。

2 (略)

(削る)

七〇十 (略)  
2〇6 (略)

附則

第三条の七 第八条第一項及び前二条に規定するもののほか、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第六十号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行つた者に対して、職場見学等促進奨励金を支給するものとする。

2 (略)

第三条の八

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第四十一号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に申請職業訓練（実践訓練に限り、実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練を除く。）を開始しようとする者に係る第二条の規定の適用については、同条第五号ロ(1)中「、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあつては、二月以上六月以下」とあるのは「に対して行う申請職業訓練にあつては、二月以上六月以下、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあつては、二週間以上六月以下」と、同条第六号イ中「、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあつては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下」とあるのは「に対して行う申請職業訓練にあつては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として

て三時間以上六時間以下、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあっては、一月につき六十時間以上であり、かつ、一日につき原則として二時間以上六時間以下」とする。

2| 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百六十二号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に申請職業訓練（実践訓練であつて、実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練に限る。）を開始しようとする者に係る第二条の規定の適用については、同条第六号ロ中「八十時間以上」とあるのは「六十時間以上」と読み替えるものとする。

様式第一号（第一条関係）（表面）を次のように改める。



令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長 殿

(申請者)

フリガナ  
所在地  
フリガナ  
商号又は名称  
フリガナ  
代表者役職名・氏名

職業訓練認定申請書

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第1条の規定により、下記のとおり職業訓練の認定を申請します。

記

- 1 訓練の種別 ( )基礎訓練(基礎コース)  
( )実践訓練(実践コース)

2 訓練分野

※該当する分野(1つ)にチェックを入れてください。

- 02 IT分野 07 林業分野 12 輸送サービス分野 17 金属関連分野
- 03 営業・販売・事務分野 08 旅行・観光分野 13 エコ分野 18 建設関連分野
- 04 医療事務分野 09 警備・保安分野 14 調理分野 19 理容・美容関連分野
- 05 介護・医療・福祉分野 10 クリエイト(企画・創作)分野 15 電気関連分野 20 その他の分野
- 06 農業分野 11 デザイン分野 16 機械関連分野 ( )

※ 新規  (貴機関が初めて本分野の訓練を実施する場合はチェックしてください)

※ 新規扱い  (上記のほか、下記のいずれかに該当する場合はチェックしてください)

1 貴機関が本分野の認定職業訓練を他の都道府県内で実施したことがあるが、本申請により認定職業訓練を行おうとする都道府県内において初めて実施する場合(本申請により実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるものを行おうとする場合を除く。)

2 貴機関が本申請により認定職業訓練を行おうとする都道府県内(本申請により実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるものを行おうとする場合にあっては、全国)において、すでに本分野について求職者支援訓練等を実施しているが、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合

3 訓練概要

- (1) 訓練科名(40文字以内) \_\_\_\_\_ 科
- (2) 訓練期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日( 月 )
- (3) 受講者定員 \_\_\_\_\_ 名

4 訓練実施施設名

所在地 \_\_\_\_\_

5 訓練実施機関番号 \_\_\_\_\_

6 法人番号 \_\_\_\_\_

社会保険 労働 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

※機構処理欄

施設名： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_ (印) 受理番号： \_\_\_\_\_  
申請書受理日： \_\_\_\_\_

様式第三号（第十七条関係）（表面）を次のように改める。





## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一号ロ(1)から(3)までの規定は、施行日以後に開始された認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下この条において同じ。）の修了者等（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号ロ(1)に規定する修了者等をいう。以下この条において同じ。）の就職率（同(1)に規定する就職率をいう。以下この条において同じ。）に係る実績について適用し、同日前に開始された認定職業訓練の修了者等の就職率に係る実績については、なお従前の例による。

第三条 新規則第二条第五号及び第六号の規定は、施行日以後に開始しようとする申請職業訓練（職業訓練

の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下この条において同じ。）の認定について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則様式第一号及び第三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ新規様式第一号及び第三号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。